

命 令 書

申立人 三重一般労働組合
申立人 三重一般労働組合松陸タクシー分会

被申立人 松陸交通有限会社

主 文

- 1 被申立人松陸交通有限会社は、この命令を受けた日から1週間以内に、下記誓約文を縦2メートル、横1メートル（もしくは縦1メートル、横2メートル）の白色木板に明瞭に墨書し、会社の両出入口の見易い場所に毀損することなく、10日間これを掲示しなければならない。

記

会社は、一部従業員の三重一般同盟松陸交通労働組合結成に加担し、三重一般労働組合松陸タクシー分会の分会員に分会からの脱退を勧めたり、三重一般同盟松陸交通労働組合への加入を勧め、これを育成、擁護し、また本件不当労働行為救済申立事件の審査のため、三重県地方労働委員会に証人として出頭を求められた三重一般労働組合松陸タクシー分会の分会員らに圧力を加える等の行為を行なった。

これらの行為は、労働組合法に違反する不当労働行為であると三重県地方労働委員会で認定されました。

よって、会社はこれらの行為を深く反省し、以後このようなことのないよう誓約します。

昭和 年 月 日

松陸交通有限会社
代表取締役 B1

三重一般労働組合
執行委員長 A1 殿

- 2 申立人三重一般労働組合のその余の申立ては棄却する。
- 3 申立人三重一般労働組合松陸タクシー分会の申立てはこれを却下する。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

1 当事者等

- (1) 被申立人松陸交通有限会社（以下「会社」という。）は肩書地（編注、三重県伊勢市）に本社を、鳥羽市及び志摩郡阿児町鶴方に営業所を設け、旅客自動車運送業（ハイヤー・タクシー業）を営む会社で、本件申立時従業員数は、本社47名、鳥羽営業所5名、鶴方営業所8名である。
- (2) 申立人三重一般労働組合（以下「三重一般」という。）は、三重県内の労働者で組織する、いわゆる合同労働組合で、昭和53年10月20日本件当事者として、追加申立てしたと

きの組合員数は、1,107名である。

(3) 申立人三重一般労働組合松陸タクシー分会（以下「分会」という。）は、昭和52年11月2日、会社の運転手52名が三重一般に加入し組織した分会で、本件申立時分会員数は39名であったが、昭和53年11月22日の審問終結時には、分会員の脱退及び退職等により、分会の機能は事実上停止した。

(4) 申立外三重一般同盟松陸交通労働組合（以下「松陸労組」という。）は、昭和53年3月7日、分会脱退者によって結成された組合である。

2 分会結成から松陸労組結成を経て、分会が崩壊に至るまでの状況

(1) 昭和52年11月2日、分会は、結成と同時に会社に対して結成通知を行なうと共に、労働組合法の遵守、賃金・労働条件の決定方法、ユニオン・シヨップ協定（以下「ユ・シ協定」という。）唯一交渉団体協定の締結、掲示板の設置及びチェック・オフの実施を申し入れ、併せて、賃金体系の是正、有給休暇日の水揚げ保証、交番表の改訂及び退職金等についての要求書を提出し、同日、団体交渉を行なった結果、交番表の改訂と退職金については継続審議とし、その他については、妥結して協定書を締結した。

(2) 同月12日、分会は、昭和52年年末一時金及び年末年始特別勤務手当等について会社に要求し、数度にわたる団体交渉や当委員会のあっせん等を経て同年12月21日に至ってよくやく妥結した。この間、分会は時間外就労拒否等の争議行為を行なった。

(3) 同年12月23日、分会員C1、C2、C3、C4、C5（以下「C1」、「C2」、「C3」、「C4」、「C5」という。）らを中心とする松陸労組結成の動きが発覚したので、分会は、直ちに全員集会を開いた。その場で、C4が代表の形で謝罪し、団結を確認し合った。

翌24日、分会は、「三重一般労働組合規約を守り、ユニオン・シヨップ協定に基づき処分を組合に一任し、一致団結を守ります。」と記載した誓約書に本社の分会員全員が署名押印した。

(4) 分会は、昭和53年2月27日から3日間、組合員を三班に分け春闘要求の討論に入ったが、この頃から社内に「総評は会社を潰す。」「三重一般はきつい。」「組合はアカだ。」といううわさが広がった。また、一方において、C1、C2らによる松陸労組づくりがこの頃から強力に進められていた。

同年3月4日、分会は、春闘要求として、公傷、私傷病の場合の賃金等の保証、特別休暇、家族手当等8項目の要求事項を盛った申入書を会社へ提出し、交渉に入った。

なお、右の団体交渉において、三重一般執行委員A2は、「三重一般を舐めたらいかん。ペンペン草が生えるまでやったる。」とか「俺が管理してやる。」とか「会社を徹底的にやっつろう。」とか、また、会社を売るとかどうとかのうわさをめぐってのやりとりの中で、「会社を売るんやったら、俺らが買うたろう。どうするんや。」等の発言をした。

(5) 同月7日14時頃、分会は、C1らによる松陸労組結成の情報を得たので、全分会員に伊勢労働福祉会館へ集合するよう呼びかけると共に、16時すぎ、A3（当時分会長、以下「A3」という。）ら7名がC1宅にかけつけたところ、C1から、分会を脱退し松陸労組を結成すると聞かされた。

同日17時すぎ、分会員29名が伊勢労働福祉会館に集合し、松陸労組対策や、内部の結束について協議すると共に、松陸労組結成の主謀者として、C1、C2、C3の3名の除名処分を決定した。

(6) 同日18時30分頃からC 1 宅でC 1、C 2、C 3他数名と、それに三重一般同盟の関係者であるC 6、C 7の2名が加わり、松陸労組結成大会が開かれ、委員長にC 1、副委員長にA 4（以下「A 4」という。）、書記長にC 3が選出された。

席上、C 3は「俺達には会社がついている。」とか「第二組合が成立した場合、ここにおる人達は幹部級として扱う。」と言った。大会は深夜1時頃まで行なわれ、席には酒食が饗された。分会を脱退し同日松陸労組へ加入した人数は19名である。以後、松陸労組は、会議等の場所として旅館を使用したことがあるが、費用については、出席者は個人負担をしていない。

なお、同日以降、分会と松陸労組とは、相互に組合員の獲得を争い、その確執は次第に増幅し、これがため、従業員の中には松陸労組へ加入しては、また分会へ復帰したりする者も多かった。

(7) 翌8日、分会は、会社とのユ・シ協定に基づき、C 1、C 2、C 3の除名通告書を会社へ提出し、解雇を要求した。

(8) 同日23時頃、A 3、A 5（当時副分会長、以下「A 5」という。）他2名が、分会に対する松陸労組の組織攻撃を防衛する目的で、鶴方営業所へ出向いた。同営業所の運転手は、当時分会員2名と松陸労組組合員4名であったが、当夜は松陸労組組合員のC 8（以下「C 8」という。）他2名と分会員1名がいた。その際、話し合いの中で、C 8がしきりに「会社を売る。」という話をするので、A 5が「何処へ売るのがや。」と問うたところ、「そんなことは知らん。」と答え、更に「誰が言うとなのや。」との問いに、「聞いたのは営業所長のB 2さんから聞いた。」と答えた。

(9) 翌9日、会社は会社事務所に、昨日分会から解雇要求のあったC 1ら3名の解雇はしない旨の貼紙を掲示した。

(10) 同月25日、分会は当委員会に労働組合法第7条第3号事件として、不当労働行為救済申立てをした。

(11) 同年7月11日、分会及び申立外（当時）三重一般は、同月17日に行なわれる本件第3回審問の証人として予定されていた分会員A 6、A 7、A 8、A 9、A 10（以下「A 6」、「A 7」、「A 8」、「A 9」、「A 10」という。）に対する会社及び松陸労組の妨害圧力が強く、証人として出頭するのをちゅうちょする者、或いは、分会を脱退する者が出ているので、早急に相応の措置をとってほしい旨、口頭で当委員会へ申し出た。

当委員会は、同月13日、本件審査委員である小西光蔵会長が代表取締役B 1（以下「B 1社長」という。）の出頭を求め事情を聴取すると共に、申し出のあった如き行為のないよう注意した。

(12) 同月17日の本件第3回審問には、前記証人予定者5名のうち、A 7を除く4名が出頭しなかった。分会は、これら証人の不出頭は、会社の圧力、妨害によるもので労働組合法第7条第4号違反の不当労働行為であるとして同日付で追加申立てをした。

なお、A 9、A 8、A 6は、同月13日に分会を脱退していた。

(13) 同年10月20日、上部組織である三重一般は本件支配介入により分会は大きな打撃を受け、分会のみでは、本件申立てを維持することは困難になったとして、当事者の追加申請をした。当委員会は、所定の手続を経て、三重一般を当事者として追加した。

(14) 同日、分会長A 5、分会書記長A 11（以下「A 11」という。）ら分会員9名が会社を

退職し、残った分会員も分会を脱退する等して、分会の機能は事実上停止した。

3 A12に対する松陸労組への加入要請

- (1) 昭和53年2月16日、分会員A12（以下「A12」という。）は、当日非番であったので、午前10時頃自宅を出て、かねてより個人的にも付き合いのあったB3営業課長（以下「B3課長」という。）の叔父の墓参りに行き、その帰途、昼すぎ同課長宅を訪ねた。その際、B3課長は、A12に「C1とC2が第二組合をつくるから、お前も入ってやってくれ。」と言って松陸労組への加入を要請した。

なお、A12は、以前B3課長の叔父と四日市市内で一諸に仕事をしていたことがあり、会社へ入社するについても、この人の口ききでB3課長が保証人となっている。

- (2) 後日、A12は、仕事でC1を家まで送っていったとき、C1から、「同盟を旗上げするので、あんたも入ってくれ。」とか、「任せとけ。」と言われ松陸労組への加入を勧められた。

同年3月7日、A12は松陸労組へ加入した。同月17日、A12は分会へ復帰したが、同年7月13日、再度分会を脱退した。

4 A13に対するC1らの松陸労組への加入勧誘

- (1) 昭和53年3月5日、19時30分頃、分会員A13（以下「A13」という。）宅へC1とC2が訪れ、昨年、分会が年末闘争で時間外就労拒否闘争等をやったため、会社の収入が減ったことをあげ、「こんなことを繰り返すと会社も会社を売ってしまう。」とか、「第二組合が出来たら、分会を潰して第二組合だけを残し、分会員は多分首になるやろ。」とか「第二組合をつくるにつき、会社を休んだ場合は、15,000円の水揚げが保証される。」とか、「組合の会合に旅館等を借りた場合も、個人負担はさせない。」とか、また協定書の写を見せて、「ユ・シ協定があっても、第二組合へ入った場合、首にされることはない。」等の話をし、「最終的には分会は5、6人になるだろうが、その時では遅い。今日加入しないとあとでは加入させない。」と言って松陸労組への加入を勧誘した。

その場には、A13の妻及び母親もおり、まあそれならということで、A13はその場で分会脱退届と松陸労組への加入届に押印し、C1に渡した。

- (2) 同月7日（松陸労組結成の日）にA13は、分会員に説得されて、分会へ復帰した。

5 A8に対するC1らの松陸労組への加入勧誘及びB4営業部長（以下「B4部長」という。）の介入

- (1) 昭和53年3月4日21時頃、分会員A8宅へC1とC2が訪れ、「社長も言うとするが、三重一般の組合があると会社が潰れるので、第二組合をつくりたいから是非協力してほしい。」とか、「あとから入るより、今入って頂ければ、会社に対しても受けがいい。」と言って松陸労組への加入を勧めた。A8はその場で分会を脱退し、松陸労組へ加入した。

- (2) 翌5日、7時頃、A8はB4部長から前日電話で指示を受けていた農協観光（以下「農観」という。）の仕事に就くため出社し本社第一車庫でB4部長から、車のキーと手板を受け取ったうえ、そこから約150メートル離れている第二車庫へ行き、乗務する車を出してエンジンを掛け、出発準備をしていた。そこへB4部長が来て「お早よう、朝早くからごくろうさん。」と言ひ、更に「昨夜は、おそがけに邪魔してごくろうさんやった。」と言った。その他、当日の仕事について若干の指示を行なった。因みに、第一車庫は、本社と同一敷地内にあり、また第二車庫は、本社から約150メートル離れたところにあっ

て、いわゆる押込型の車庫で通常収容台数は16、7台である。

(3) 翌6日昼頃、A8はC1宅へ行き、分会へ復帰したいので名前を取り下げたい旨告げた。それに対してC1は、「私に任せてくれ。」「社長から俺はこういうものを貰っているから大丈夫だ。悪いようにはせんから、俺の下についてきてくれ。」とか、「これは、大事に金庫にしまってあるんだから、誰にもまだ見せていない。お前にはじめて見せるのだから。」等々言いながら、貴殿の身柄を保証する旨の文言と、それに会社名、社長の名前が書かれ角印を押した念書なるものを金庫から出してA8に見せた。

(4) 翌7日、A8はC1宅で開かれた松陸労組結成大会に出席したが、途中頭が痛くなり先に帰った。A8は、松陸労組の結成に得心がいかず、当夜分会へ復帰した。

(5) 同年7月13日、A8は再度分会を脱退した。なお、A8は同月17日本件第3回審問における証人として予定されていたが、これに出頭しなかった。

6 A6に対するC1らの松陸労組への加入勧誘及びB4部長の介入

昭和53年3月2日、18時頃分会員A6は、会社事務所でB4部長から「俺のメンツがあるからよろしく頼む。自分は忙しくて行けないので代りの者を行かせるから。」と言われた。

同日22時頃、C1とC2がA6宅を訪れ、松陸労組への加入を勧めた。その際、C1らは、前記ユ・シ協定の写を見せ、「この協定があっても、会社を首になることはない。」とか、「第二組合をつくるために車を止めても、15,000円の水揚げを保証するから任せておけ。」との話をした。

A6は、松陸労組へ加入したが、同月9日分会へ復帰した。しかし、同年7月13日再度分会を脱退した。

なお、A6は同月17日の本件第3回審問における証人として予定されていた。証人として出ることが決ってから、C1、C2がA6の家へ来て、証人として出るなど言った旨A6は分会書記長のA11に電話で報告した。そして証人として出頭しなかった。

7 A4に対するB3課長の介入

(1) 分会員A4は、C1、C2からの誘いを受け、昭和53年3月4日頃、松陸労結成に協力する旨約した。

同月7日17時30分頃、A4は客を降ろして、近鉄宇治山田駅前です食事をすべく、会社へ無線で「食事休憩」を告げたところ、無線を担当していたB3課長から、車庫へ戻るよう指示があった。A4が車庫へ戻ると、B3課長が「C1宅へ行きなさい。」と言ったので、A4は、ひとまず会社から度会郡御園村高向にある山田赤十字病院まで行き、そこの公衆電話からC1宅へ電話をかけ、用件を聞いた。C1から「第二組合をつくったことがバレタので一遍来い。」と言われ、A4はその足でC1宅へ行った。そのまま、結成大会に加わり、副委員長に選出された。集會中、A4は会社へ電話をかけ、事務員のC9から分会の集會が終ったことを聞いた。

なお、従来私用に関し無線を使うときは、直接用件を伝える場合もあり、また本社へ呼び寄せて、そこで用件を伝える場合もあった。

(2) 同月17日、A4は分会へ復帰した。

8 A10に対するB4部長の介入

(1) 昭和53年6月26日の本件第2回審問において、当委員会は、分会員A10を同年7月17日の第3回審問に証人として尋問することを予定した。

その後A10は、時々会社の2階(2階には社長室と事務室がある。)へ呼ばれた。また、その頃A10は、A11ら分会員に「何とか、俺の顔を立ててくれ。そやないと、俺もむこう(松陸労組を意味する。)へちょっとの間でも行かんことには、社長に義理が立たんのや。」と話すようになった。

(2) 同年7月8日、分会員A10は、C2から勧めを受け、分会脱退届と、松陸労組加入届に署名し、拇印を押してC2に渡した。しかし、同月10日A10は、分会員に説得され、分会へ復帰するべく前記二葉の届書を戻し受けにC1宅を訪れた。C1は、脱退届を先に渡したが、加入届については、「これは俺がC2から預ったものやから。」と言って、C2に電話をかけた。その話の中でC2は「B4部長は、今、四日市へ行っているんで、帰ってくるまで待ってほしい。」とか、「B4部長と相談しなければならないので、午後5時過ぎまで待ってほしい。」と言っていた。A10は強く要求して加入届も受けとり、分会役員に渡した。

(3) 同月16日、A10は、B4部長に社長室へ呼ばれ、地労委へ行くのかどうか問われた。また、「分会を脱退したのか。」と聞かれたので、A10は、「脱退届を出した。」と答えた。B4部長は「分会員ではないと見ていいんやな。」と言った。

翌17日、当委員会において第3回審問が開かれ、A10は証人として予定されていたが、当日出頭しなかった。

同月19日9時頃、A10は、第一車庫の便所附近で、B4部長に「俺は恥をかいたぞ。」と言われた。A10は「何のことか。」と尋ねたところ、B4部長に「お前は、まだ分会を脱退していないのか。」と言われた。

9 松陸労組に対するB5取締役(以下「B5取締役」という。)の便宜供与

(1) 昭和53年3月11日、A11は当直番であるC5の営業車が18時頃から第二車庫に止りっぱなしであるのを見た。C5の行方については、当日配車を担当していたB3課長も知らなかった。

当時、松陸労組は、組織拡張のため組合員の獲得に、また、分会は分会組織の防衛に力を注いでいた時でもあったので、A11は、C5の車が長時間止りっぱなしであるのに、C5がいないことを不審に思い、C5を探した。たまたま、A11がB5取締役宅の側を通ったところ、内部の気配からC5が中に入っているのではないかと感じ、夜中であったが、分会員A9、A10、A7、A8にB5取締役宅の見張りを指示した。

(2) 翌12日2時30分頃、B5取締役宅から松陸労組組合員C10(以下「C10」という。)の車に2、3名が乗って出て行き、その後3時30分頃、C2がB5取締役の車にC5を乗せ、そのままC4宅へ行った。

(3) 同日午後、C5、C4は分会を脱退した。

10 A9が証人として出頭することに対する圧力について

昭和53年7月17日の第3回審問に証人の一人として予定されていたA9は、分会結成以来最も熱心な組合活動家であり、証言の草稿も準備していた。ところが、7月17日が近づくにつれ、最初の積極性が欠けてきて、A11に、「俺はもう弱っているんやで降ろしてくれんか。」「あるところから電話がようかかってきて往生している。」と言った。そして、同月13日分会を脱退するに至った。

因みに、同月17日のA9に対する尋問事項は、前記9のB5取締役宅張り込みの事実

関するものであった。また、A 9 と B 5 取締役とは、以前、B 5 取締役がやっていたオートバイの事業を A 9 が手伝っていた関係にあった。また、C 1 と A 9 とは親しい間柄であり、分会がかつて C 1 を除名したとき、A 9 は「C 1 だけは助けてやってほしい。」と頼んだことがある。

第2 当委員会の判断

1 当事者の主張

(1) 三重一般及び分会の主張

申立人は、次のように主張し、救済を求めた。

会社は、昭和53年2月末、分会が春闘要求の討論に入った頃から、社内に「総評は会社を潰す。」「三重一般はきつい。」「組合はアカだ。」等々の流言を広めて、分会員に分会に対する不信感、動揺を与え、もって分会からの離脱、松陸労組の結成にはしらしめた。分会が、これら松陸労組結成の首謀者たる C 1、C 2、C 3 の3名を除名し、ユ・シ協定に基づく解雇を会社に要求したにもかかわらず、会社はこれを拒否したうえ、敢て3名の解雇はしない旨の貼紙を事務所内に掲示した。また、B 1 社長はじめ B 5 取締役、B 4 部長、B 3 課長が、あるときは自宅を訪れた分会員に松陸労組の結成やそれへの参加を要請したり、松陸労組結成に支援や便宜を図ったり、またあるときには、C 1 らが分会員宅へ松陸労組への加入勧誘に訪れるにつき、当該分会員にそのことを予告して協力を要請したり、松陸労組へ加入した者にはねぎらいと謝意を述べたり、或いは自宅に松陸労組組合員を集めてその活動を助け、更には直接分会員に分会脱退、松陸労組への加入を慫慂するなどした。

また、会社は C 1 らが松陸労組を結成するにあたり、C 1 らに社長名による身分保証の念書を与えたり、組合員の勧誘等に会社名、社長名を使のうを看過黙認し、もってその活動を助けた。また、本件不当労働行為申立事件の審問に証人として出頭を求められた分会員に圧力を加え、ために、出頭しない者、真実の証言を控える者も出た。これらは、いずれも会社が三重一般及び分会の組合活動を嫌悪し、分会の弱体化、ひいては壊滅を謀ったものであって、労働組合法第7条第3号及び第4号に該当する不当労働行為である。

(2) 会社の主張

会社は、次のように主張した。

申立人の当事者適格につき、先ず分会は本件審問終結時には、既に消滅していたから最早当事者適格を欠いている。次に、三重一般の当事者適格については、従業員の中には分会員がいないのであるから、会社は三重一般とは何ら関係がない。従って本件事案につき、被救済利益を有せず申立人適格を欠くものである。また、本件申立人の主張については、いずれも事実無根ないしは事実を捏造したか曲解したものであり、会社は分会の弱体化とか壊滅を謀り、松陸労組を育成擁護した覚えはない。むしろ、松陸労組の結成は、分会員が過激な三重一般及び分会の組合活動に疑念と不安を覚え、これに反発批判が続出し、遂に分裂状態を招来したものであって、いわば組合内部の問題であり会社は何ら関与していない。

2 三重一般及び分会の当事者適格について

(1) 先ず、本件申立事件における分会の当事者適格についてであるが、審問終結時点にお

いて、残存分会員9名が全部退職したとの報告に基づき、両当事者及び審査委員立ち合いのうえでの調査の場において、上述9名の退職の事実については、双方争いなくこれを認めた。

ところが、分会はなお極少数ながら匿名の組合員がいること、分会がなお存在すると主張しながら申立書に記載の分会代表者A5が退職した後の新代表者の氏名を明らかにせず、結局分会は存在するが、分会としての機能は停止していることを自ら認めた。そして、その後分会員は皆無となった。

してみれば、実質において申立人としての分会は消滅したものと解するを相当とし、分会申立てに関しては、申立当事者が欠落し、しかも実情においてこれが適時に補正される可能性もないから、労働委員会規則第34条により却下をまぬがれないものである。

してみれば、今ここで分会の当事者適格云々を論議する意味も必要ないものと解すべきである。

- (2) 次に上部組織としての三重一般の本件事案における当事者適格についてであるが、これについて会社は、分会が消滅した以上、三重一般と会社は最早何らの関係もないから、三重一般は、本件事案につき当事者適格を有しないと主張するが、上部団体が、その下部組織が受けた団結権侵害に対し救済の利益を有することは、理論上も、事例上も認められているところであって、上述の会社の主張は認めることはできない。何となれば、仮にかかる理由により下部組織が消滅した場合に、単に企業内に当該組合員がいなくなったことを理由として、これに救済利益を認めないならば、使用者によるいわゆる「組合潰し」を認めることとなり、かかる使用者の行為を放置することは、今後当該会社の従業員が将来あらためて組合結成を企図せんとする場合に直ちに重大な障害となり、法の主旨を没却することになるからである。よって、三重一般が本件事案における当事者適格を有することは、当然に肯定されるべきものであって、会社の主張は、理由がないものと解すべきが相当である。

3 松陸労組結成についての推進者と会社との関係について

会社は、分会の組合活動が過激で不安と批判的意見をい多く分子が、別個の組合結成を意図したもので、いわば組合内部の問題にすぎず、会社の関知せざるものと主張する。果して然らば、本件不当労働行為は不成立となるが、当委員会は認定の諸事実とその判断によって本件事案が松陸労組結成の推進者と会社の全機関との共謀、内通のもとに行われた支配介入の不当労働行為が成立すると判断する。すなわち、

(1) A12に対するB3課長の松陸労組加入の要請

昭和53年2月16日、A12がB3課長宅を訪れたことについては、当事者間に争いはない。その際、B3課長の発言について、A12は、本件審問において「『C1とC2が第二組合をつくる』とは聞いたが、『はいれ』とは言われなかった。」と証言している。これに対しB3課長は、「そんなことは言わなかった。」と否定している。しかし、同年3月17日に松陸労組から分会に復帰したA12がA11に対し「俺は1つ爆弾をもっているのや。」ということをししばしば言っていたこと、そしてその爆弾とは上記2月16日にB3課長宅で、B3課長から松陸労組結成の企てと、それへの加入を要請された事実を指していることをA11に言ったということが、A11証言で明らかにされている。普通なれば、かかる場合松陸労組結成の企ては、極秘裡に進められるのが常識であるのに3月7日の松陸

労組結成に先立ち、2月16日に既に松陸労組が結成されることをB3課長が知っていたということ、そしてそれへの加入をA12に要請したことはB3課長とC1らとが通謀していたことを十分に推認することができる。

(2) B3課長の無線による松陸労組結成への協力

分会員A4は、昭和53年3月4日松陸労組結成に組みしていたこと、同月7日17時30分頃、A4は、近鉄宇治山田駅前まで客を降ろし、会社へ無線で食事休憩の連絡をしたところ、B3課長が車庫へ戻るよう指示し、車庫へ戻ったA4に「C1宅へ行きなさい。」と言ったこと、当夜C1宅で松陸労組が結成されたことについては認定事実7で認定したとおりである。

ところで、従来、会社における無線の業務外使用についてはできるだけ慎むよう注意されていたけれども、「誰々に電話せよ。」とか、「誰々宅に行きなさい。」と言ったことについては、いちいち車庫へ呼んで連絡するのではなく、直接無線を使って連絡がなされていたことが多く、従って、本件の場合もB3課長はわざわざA4を車庫へ呼び戻す必要もなく、無線で「C1宅に行きなさい。」と言うことで事足りた筈である。しかもC1宅は、A4が食事休憩の無線を入れた地点からは、会社迄の距離よりも近く、なおかつ会社とは反対の方向であってみれば、なおさら車庫へ呼び戻すことは不自然であり、何かほかに意図するところがあって、殊更に車庫へ呼び戻さねばならない事情があったという推認は十分に成り立つ。

一方分会は、当日松陸労組が結成されるのを察知し、その対策のため全分会員に伊勢労働福祉会館に集合の指令を出しており、当日無線配車を担当していたB3課長は、当然これらの動きを十分知り得た筈である。

してみれば、B3課長がC1の伝言を直接無線でA4に連絡することは、それが直ちに分会に知れC1らの松陸労組結成が妨げられることを懸念して、A4を車庫へ呼び戻したうえでC1宅へ行くよう連絡したものとみるのが相当である。してみれば、B3課長は、松陸労組結成の諸事情を知っており、これに便宜なり、指示を与えたであろうことは、前記(1)の事実等とも併せ考えて十分推認することができることであって、これに反する会社側の疎明は措信しがたい。

(3) B4部長のA8に対する言動

昭和53年3月5日の朝、農観の仕事に行くためにA8が、本社から約150メートルも離れた第二車庫へ車を出しに行った。そこへB4部長が本社事務所からわざわざ来て「昨夜は、おそがけに邪魔してごくろうさん。」との挨拶をした。これはB4部長とA8は昨夜何らの行動も共にせず、また関わりをもったことがないのであるから、昨夜、C1、C2らがA8の家へ来て松陸労組への加入を勧誘したこと以外に何らこの挨拶に対応する事実が考えられないのである。この発言をB4部長は否定し、また、第二車庫へ行ったのは押込式車庫から車を出すのを手伝うためと、また農観の仕事は大切な得意先のこと、業務上の指示をするために第二車庫へ行ったのであること、また「朝早くからごくろうさん。」と当然のことを言った以外の発言はしていないと主張している。しかし、A8は、「昨夜はおそがけに邪魔してごくろうさん。」との言葉は何を意味するかに戸惑い、いろいろ考えて昨夜C1らが松陸労組への加入の勧誘に来たこと、そして松陸労組に加入したのであるが、それへの挨拶以外に考えられないと思ったという、特にその発

言内容を問題として受けとっていることから、B 4 部長の右の挨拶があったと解せられる。

この挨拶が、昨夜C 1 らがA 8 宅を訪問したこと、そしてA 8 が松陸労組に加入したことを翌早朝既にB 4 部長が知っていたということは、C 1 らとB 4 部長との間に松陸労組結成に関するきめの細かい関係のあることを雄弁に物語るものと考えられる。

(4) B 4 部長のA 6 に対する言動について

昭和53年3月2日B 4 部長はA 6 に対して、次の如く発言している。すなわち、「俺のメンツがあるからよろしく頼む。」「自分は忙しくて行けないので、代りの者を行かせる。」と言った。そして当夜、C 1 らが松陸労組への加入勧誘のためにA 6 の自宅を訪れている。このことは、またB 4 部長がC 1 らの松陸労組結成について、密接な関係をもっていることを証するものである。

(5) B 4 部長とA10との関連について

昭和53年7月8日、A10は、C 2 らの勧めで分会脱退届と松陸労組への加入届に拇印を押してC 2 に渡したが、その後分会員に説得され分会に復帰することにした。そして同月10日、前記二葉の届書を返してもらうためにC 1 宅を訪れた。その届書の扱いについてC 1 は、C 2 と電話で話し合っているが、その電話のやりとりの中でC 2 は松陸労組加入届の返却については、B 4 部長と相談したいが、同部長が四日市へ行っているので、帰るまで待つてほしい旨言っている。この事実は、B 4 部長がC 1、C 2 らの松陸労組組合員獲得工作の内部で、これまた緊密に結びついていることを物語るものである。

(6) B 5 取締役の松陸労組に対する便宜供与

申立人は、B 5 取締役は、昭和53年3月11日夜から翌12日の朝にかけてC 2、C10、C 5、C 4 らを自宅に集め、C 5 らの分会脱退、松陸労組への加入工作に力を貸したと主張し、B 5 取締役は、当夜は自分が他に経営する事業の所用を兼ね、私用もあって大阪に住む実弟の家に出向いて一泊したから、申立人主張の事実は知らないと供述し、そして若し当夜自分の家に来客があったとすれば、息子の友達か又は商売上の客でも来ていたのではないかということ。また、松陸労組組合員C 2 の家が自分の家に近く、筋向いにあるのでそこへ集っていたのと勘違いしているものと思われると述べている。

しかしながら、A 7、A11の両証言と甲証第14号によれば、当日、当直番であったC 5 の車が、18時から第二車庫に止りっぱなしであり、当のC 5 の所在が知れなかったこと、このためA11はC 5 を探している時、たまたまB 5 取締役宅前を通り合せたところ、家の中の気配からC 5 が中にいると感じ、分会員A10、A 9、A 7 及びA 8 にB 5 取締役宅の見張りを指令したこと、A 9 らは翌12日4時頃までB 5 取締役宅の見張りをし、この間2時30分頃にC10の車に2、3名が乗ってB 5 取締役宅の車庫から出て行き、A 7 らが自動車で追跡してそれを確認したこと及び3時30分頃にC 2 がB 5 取締役の車にC 5 を乗せ、そのままC 4 宅へ行ったことが認められる。また甲証第14号は分会員A 9 が、第3回審問に証人として証言するために準備した証言の草稿であるが、それによれば、A 9 は自転車を伊勢青果市場構内に止め、B 5 取締役宅の玄関横の応接間近くに忍び寄り、約30分、中の話声を聞いたところ、「ほやかてもな。」というC 5 のクセのある言葉を聞いていること、そして、翌12日にはC 5、C 4 が分会を脱退していること等から、当夜B 5 取締役宅にC 2、C10、C 5、C 4 らが集っていたことの具体的現実性を認め

なければならない。当夜B5取締役が大阪にいたかどうかの問題はしばらくおいても、B5取締役宅が集会に使われたそのこと自体は、C2らとB5取締役との間の何らかの黙契の了解を前提とせねばできないのであり、まして、翌日C5、C4らが分会を脱退していることと照合して、B5取締役も松陸労組結成、組合員拡大獲得工作に対し、関与協力関係があったものと判断すべきが相当である。

4 会社が分会員に対し証人として審問に出頭することを妨げたことについて

(1) A10が証人として出頭することに対する妨害

申立人は、B4部長が本件審問に証人として出頭を求められているA10を社長室に呼び、「地労委へ行くのか。」とか、「分会を脱退したのか。」などと詰問したのは、証言という正当な組合活動を阻害するものだと主張する。他方、会社は、A10を社長室へ呼んだのは、A10は無断欠勤等勤務状態が悪いので注意したのであって、申立人主張の如き発言はしていないと否定している。

B1社長は、7年程前にA10を遅刻や無届欠勤を理由に副班長を降格処分にしたことがあるが、最近も同じような事実があったので、注意したにすぎない旨供述する。そして、右注意はB4部長も同席し、約20分にわたり、かなりきつい調子でなされたことが認められる。

ところで、A11証言によれば、「A10さんは地労委へ証人として出ることが決ってから、かなり2階（社長室）へ上げられ、もうへとへとになっていた。」「僕らのところへ泣きごとを言いに来たときには『何とか俺の顔を立ててくれ、そやないと俺もちょっとの間でも（松陸労組へ）行かんことには、社長に義理が立たんのや。』と絶えず言っていた。」と述べている。更に甲証第17号、A10の陳述書によれば、証人として出頭を求められている7月17日の審問の前日に、B4部長に社長室へ呼ばれ、同部長から「地労委へ行くのか。」とか「分会員ではないと見ていいんやな。」とか言われている。

上記各証言や疎明資料と、7月17日の審問にA10が他の3人の証人予定者と共に出頭しなかったという事実等とを総合勘案すれば、心理的に証人として出頭することに対し、圧力を加えたことが是認される。

(2) A6が証人として出頭することに対する妨害

第6回審問におけるA11証言によれば、A6の家へC1、C2が来て、7月17日の審問に証人として出るなど言っていたという事実をA6からA11に電話してきたと述べている。C1、C2らの言動は、既に度々判断してきたように会社とC1、C2らは、密接な関係をもっていることからみて、C1、C2の出頭阻止の右発言も会社の意思に基づくものと断ぜざるを得ず、会社による正当な組合活動を抑止する支配介入行為である。

(3) A9が証人として出頭することに対する妨害

昭和53年7月17日の本件審問にA9は証人として予定されていた。このA9は、A11証言によれば、分会結成以来極めて熱心な組合活動家であったことが認められ、証人として出頭することについても、張り切ってその証言の草稿も作成していたほどであった。ところが、審問の日が近づくにつれて、その態度が次第に軟弱化し、A11に対し、遂に「俺はもう弱っているんやで降ろしてくれんか。」「あるところから、電話がようかかってきて往生している。」と言うに至った。この変化は、A9に対し誰からか電話による何

らかの圧力のかかったことは想像にかたくない。誰による、どんな内容の電話かは、明らかにされていないが、当該審問におけるA9に対する尋問事項は認定事実9のB5取締役宅張り込みの件に関するものであったことと、A9とB5取締役とは、以前事業のことで、特別の関係にあったこと、及びA9は、同時にC1とは昵懇の間柄であったことは、認定事実10で述べたとおりである。してみると、A9に対する前記電話は、会社の意を受けた者からの電話であったものと推認せざるを得ない。

第3 まとめ

- 1 上述第2の3、4で判断したように会社は、C1、C2らと連係して松陸労組の結成についての企画なり、結成後の育成、勢力拡大工作などを行ない、もって分会の弱体化を謀り、また証人に予定された分会員に対し、直接、間接の手段によって証人として出頭することに圧力を加えて、これを妨げたことは、正当な分会員の組合活動に対し妨害を加えたものであって、いずれも労働組合法第7条第3号に規定する支配介入の不当労働行為に該当する。
- 2 申立人は、本件不当労働行為によって被った精神的、物質的損害の補償として金500万円の支払いを求めているが、右は労働委員会の不当労働行為制度における審査権限になじまないものと解せられるので、この部分についてはこれを棄却する。
- 3 本件事案のうち、分会申立部分については、判断2で述べた如く当事者欠落による申立要件欠缺により、これを却下する。
- 4 申立人は、謝罪文を数種の日刊新聞紙上に掲載すること、及び会社の両出入口、伊勢労働福祉会館玄関、近鉄宇治山田駅、国鉄伊勢市駅のタクシー乗場にそれぞれ掲示することを求めているが、本件労使紛争は、申立人と会社との間の関係であって、対一般公衆との関係にわたるものではないから、会社の両出入口の掲示だけに止めるのを相当と考える。
また、申立人は、同旨謝罪文の手交をも求めているが、主文命令をもって十分と考える。

第4 結語

思うに、昭和52年11月に分会が結成早々、一挙に数々の労働条件の改善と年末手当等を矢つぎ早に交渉し、妥結を迫った性急さが、一部穏健分子らに危惧の念を起こさせたことは、たしかに無理からぬことと思われるが、会社はこれに対しては正道をもって対処すべきである。分会の活動なり、要求に性急にすぎる点があり、また過大な要求が仮にあったとしても、会社としては、交渉、話し合いの上、できないこと、不当なことは受け入れないとして対応できるのであるから、組合活動の内容なり、手段が正当な範囲を逸脱しない限りは、それは労働法制によって保護されねばならないものである。

本件事案において注目されるべき第1の点は、松陸労組結成に際し、又は結成後において多くの分会員が松陸労組に加入し、近々1両日ないし10日前後の後に再びもとの分会に復帰するという出たり入ったりのあわただしさをみせたことである。恐らく松陸労組が無理か、不自然な、強引な勧誘によって過半数獲得をさせたものであることは容易に推認される。

このために「会社を売ったら第二組合員だけを継続雇用して分会員は首にする。」とか、「俺たちには会社が後楯としてついている。」とか「第二組合加入者は幹部扱いにする。」とか「第二組合の活動のため、休んでも1日15,000円の水揚げを保証する。」とかの甘言が用いられたのも、その辺の事情を物語るものである。会社とC1、C2らとの間に、これ

らの発言について了解なり約束なりがあったとの直接の疎明は十分ではないが、会社がこれらの発言が審問の場で早くから証言の中に出ていたにもかかわらず、審問終了の段階において、そんなことは言っていないというのみである。

C1、C2らのこれらの発言は、企業主体に属する重大な権限事項に関するもので、会社と了解済みであるかの如く発言しているのに、会社は発言者にこれらの発言をしたかどうかの事実をただしたり、或いはその発言を詰問すべきであるのに何らかかることをしていないということは、真に奇異である。このことは、仮りに会社にとって不利な判断資料とされたとしても致し方のないことである。

第二の注目すべき点は、証人として予定された分会員が5名のうち4名まで審問の日が迫るにつれて証人として出頭することをやめるに至ったことである。会社は、この変化を十分知っていた筈であるが、にもかかわらず、これに対し何らの措置をもとらなかった。おおよそ、会社は、分会の存在について内心好ましからざるものであったとしても、その団結承認から生ずる理念上の義務として、証人として出頭するよう何らかの手立てがとられて然るべきであったのに、本案におけるこれに対する会社の態度は、逆に会社自ら妨害し、また松陸労組組合員の類似行為を傍観し、利用したことは否定しがたい。かかる傍観、利用は、場合によってはそれ自体だけで支配介入の不当労働行為を構成できる性質のものである。

以上の二点の意味するところのものに加えて、本件事案の全審問の趣旨と事件の成り行きの全貌とが、本件事素の判断の一層の妥当性を裏付けるものと信じる。

よって、当委員会は労働組合法第27条並びに労働委員会規則第34条及び第43条を適用して主文のとおり命令する。

昭和54年5月21日

三重県地方労働委員会
会長 小 西 光 蔵